

埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が進めるがん検診の受診促進やがん^りに罹患した従業員に対する治療と仕事の両立支援を推進するために実施する埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 本事業に基づく登録の対象は、法人若しくは個人事業者又は法人若しくは個人事業者が県内に設置した支店等の事業所（以下これらを「事業所」という。）とする。

2 本事業の申請は、事業所単位で行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としない。

(1) 役員等が暴力団員であると認められる場合又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(2) 過去3年以内に重大な法令違反があることが判明した場合

(3) その他、登録することについて県がふさわしくないと判断した場合

(事業所の取組)

第3条 事業所は、次の各号に掲げる全ての事項の趣旨を理解し、取り組むことを宣言の上、積極的に実施するものとする。

(1) 従業員に対し、がん検診の受診を促すこと。

(2) 要精密検査となった場合は、その受診を促すこと。

(3) 治療と仕事の両立について支援すること。

2 事業所は、県が行う本事業に関連する広報についても協力するものとする。

(登録)

第4条 登録は、事業所からの申請に基づき、県が宣言内容を確認し、本事業の趣旨に合致しない場合を除き、申請のあった事業所を「埼玉県がん検診受診促進宣言事業所」（以下「宣言事業所」という。）として登録する。

2 県は、前項の登録をしたときは、宣言事業所の希望があれば、宣言事業所の名称を県ホームページにおいて公表する。

3 登録を希望する事業所は、原則として県ホームページの申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）から必要事項を入力し申請する。申請フォームからの申請が難しい場合は、「埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録申請書」（様式第1号）の提出により申請することができる。

4 登録の有効期限は、登録の日から起算して5年を経過した日の属する月の末日までとする。

(宣言書)

第5条 県は、宣言事業所に対し、宣言した事項を記載した埼玉県がん検診受

診促進宣言事業所宣言書（以下「宣言書」という。）を交付する。

2 宣言事業所は、宣言書を事業所内の従業員が見やすい場所に掲示しなければならない。

（実施状況の確認）

第6条 県は、必要に応じて、宣言事業所の取組に対し、実施状況の報告を求めることができる。

（登録の更新）

第7条 登録の更新を受けようとする宣言事業所は、有効期限の1か月前までに、原則として申請フォームから申請する。申請フォームからの申請が難しい場合は、「埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録更新申請書」（様式第2号）の提出により申請することができる。

（登録情報の変更）

第8条 登録内容の変更を希望する宣言事業所は、原則として申請フォームから変更を希望する情報を入力し届け出るものとする。申請フォームからの届出が難しい場合は、「埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録事項変更届」（様式第3号）の提出により届け出ることができる。

（登録の取消）

第9条 県は、宣言事業所について、第2条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

（登録の辞退）

第10条 宣言事業所は、登録を辞退しようとするときは、原則として申請フォームから辞退する旨を入力し届け出るものとする。申請フォームからの届出が難しい場合は、「埼玉県がん検診受診促進宣言事業所登録辞退届」（様式第4号）の提出により届け出ることができる。

（定めのない事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から適用する。

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。